

横浜市立大学大学院生命医科学研究科生命医科学専攻R I 利用運営委員会規程

制 定 平成 17 年 4 月 1 日 規程第 58 号
最近改正 令和元年 8 月 1 日 規程第 19 号

(趣旨)

第1条 この規程は、横浜市立大学大学院生命医科学研究科生命医科学専攻放射線障害予防規程第14条第1項で設置されるR I 利用運営委員会について、同条第2項の規定に基づき、R I 利用運営委員会の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 R I 利用運営委員会は、次に掲げる事項について協議・調整を行う。

- (1) R I 室における放射性同位元素等の管理に関すること
- (2) R I 室の管理・運営に関すること
- (3) R I 室における放射線障害防止の実施に関すること
- (4) R I 室の利用に関すること
- (5) その他、R I 利用運営委員会の目的達成に必要なこと。

(組織)

第3条 R I 利用運営委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) R I 管理室長
- (2) 施設管理担当
- (3) 安全管理担当
- (4) 生命医科学専攻の各研究室の放射線業務従事者から選出された者（各研究室1名）
- (5) 放射線取扱主任者
- (6) R I 管理室担当

(委員の委嘱)

第4条 委員は、生命医科学研究科長が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 第3条に規定する委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合は、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 R I 利用運営委員会に委員長を置き、R I 管理室長をもってこれにあてる。

2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

(会議)

第7条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長に事故ある時は、委員長があらかじめ指名した委員が議長となる。

3 委員は、委員長に会議の招集を求めることができる。

(定足数)

第8条 会議の成立は、委員の半数以上の出席による。

(議決)

第9条 議決は、出席委員の過半数の同意を要する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第10条 R I 利用運営委員会は、必要がある場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(事務)

第11条 R I 利用運営委員会の事務は、R I 管理室において処理する。

(改廃)

第12条 この規程を改廃するときは、R I 利用運営委員会の議を経て、研究科長に報告し、その承認を得るものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規程第19号）

(施行期日)

この規程は、令和元年8月1日から施行する。